給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数（以下「供給支障戸数」という。）が五百以上のもの（第十三号に掲げるものを除く。） 四　ガスの製造に支障を及ぼした事故（以下「製造支障事故」という。）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間（以下「製造支障時間」という。）が二十四時間以上のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	五・六　［略］ 七　供給支障事故であって、供給支障戸数が百以上五百未満のもの（第十三号に掲げるものの並びに導管の工事及び導管に損傷を与えた工事以外の原因により導管からガスが漏えいした場合（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げるものを除く。）において災害の発生を防止するためガスの供給を停止したこと（一の建物について供給支障事故となったものに限る。以下「保安閉栓」という。）を除く。） 八　製造支障事故であって、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの（第十三号に掲げるものを除く。） 九　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から前号まで、次号及び第十三号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］

給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数（以下「供給支障戸数」という。）が五百以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。） 四　ガスの製造に支障を及ぼした事故（以下「製造支障事故」という。）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間（以下「製造支障時間」という。）が二十四時間以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	五・六　［略］ 七　供給支障事故であって、供給支障戸数が三十以上五百未満のもの（第十二号に掲げるもの並びに導管の工事及び導管に損傷を与えた工事以外の原因により導管からガスが漏えいした場合（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げるものを除く。）において災害の発生を防止するためガスの供給を停止したこと（一の建物について供給支障事故となったものに限る。以下「保安閉栓」という。）を除く。） 八　製造支障事故であって、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。） 九　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から前号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］